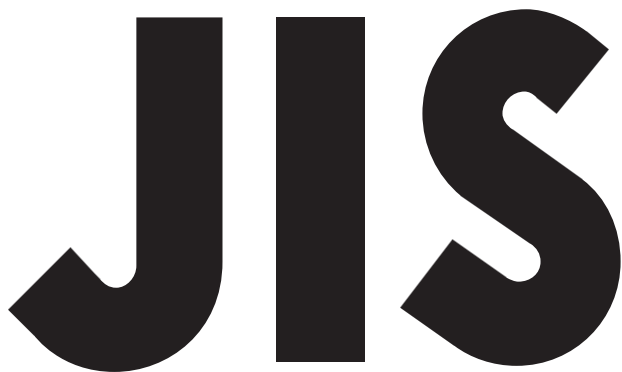




国名コード

JIS X 0304 : 2021

(ISO 3166-1 : 2013)

(INFOSTA/JSA)

令和 3 年 3 月 22 日 改正

日本産業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本産業標準調査会標準第二部会 構成表

	氏名	所属
(部会長)	大 崎 博 之	東京大学
(委員)	青 木 真 理	川崎市地域女性連絡協議会
	青 柳 恵美子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会
	磯 敦 夫	一般社団法人日本電機工業会
	伊 藤 智	一般社団法人情報処理学会情報規格調査会 (国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構)
	岩 淵 幸 吾	一般社団法人電子情報技術産業協会
	内 田 富 雄	一般財団法人日本規格協会
	岡 本 正 英	株式会社日立製作所
	上参郷 龍 哉	一般財団法人電気安全環境研究所
	古 関 隆 章	東京大学
	橋 爪 弘	一般社団法人ビジネス機械・情報システム産業協会
	林 泰 弘	早稲田大学
	平 田 真 幸	IEC/CAB 日本代表委員 (富士ゼロックス株式会社)
	平 本 俊 郎	東京大学
	藤 原 昇	一般社団法人電気学会
	山 根 香 織	主婦連合会

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：昭和 63.2.1 改正：令和 3.3.22

官 報 掲 載 日：令和 3.3.22

原 案 作 成 者：一般社団法人情報科学技術協会

(〒104-0033 東京都中央区新川 1-11-14 日本図書館協会会館 TEL 03-6222-8506)

一般財団法人日本規格協会

(〒108-0073 東京都港区三田 3-13-12 三田 MT ビル TEL 03-4231-8530)

審 議 部 会：日本産業標準調査会 標準第二部会 (部会長 大崎 博之)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省産業技術環境局 国際電気標準課 (〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1) にご連絡ください。

なお、日本産業規格は、産業標準化法の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本産業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
序文	1
1 適用範囲	1
2 引用規格	1
3 用語及び定義	2
4 国名表への表示のための原則	2
4.1 表	2
4.2 名称の出典	2
4.3 重複	2
4.4 名称の最新状態	3
4.5 独立国	3
5 コード要素の配置のための原則	3
5.1 名前との関係	3
5.2 2文字国名コードの組立て	3
5.3 3文字国名コードの組立て	3
5.4 3数字国名コードの組立て	3
5.5 利用の明確化	4
5.6 利用者によるコードの割当て	4
6 国名コード	4
6.1 コード表の内容	4
6.2 言語の選択, ローマ字化及び文字セット	5
6.3 附属書	5
7 保守	5
7.1 一般	5
7.2 国名コード表への追加	5
7.3 国名コード表からの削除	6
7.4 国名及びコード要素の変更	6
7.5 コードの保留	6
8 利用者のための指針	7
8.1 特別な規定	7
8.2 利用に関する助言	7
9 英語国名順国名コード	7
10 フランス語国名順国名コード	19
10A 日本語名称順国名コード	19
11 2文字国名コード順リスト	25
12 3文字国名コード順リスト	31

	ページ
13 3 数字国名コード順リスト	37
附属書 A (規定) 表 1 の備考欄に表れるか、又は英語短縮名での複合的な国名の 2 番目で重要な部分となる名称に関する索引	43
附属書 B (参考) 2 文字国名コードから 3 数字国名コードへの変換表	48
附属書 C (参考) ISO 3166-1 の 2 文字国名コード要素の数値表現	49
附属書 D (参考) ISO 3166-1 の 2 文字国名コード要素の数値表現の変換行列	50
参考文献	51
索引 日本語国名、地域名からの索引	53
解 説	59

まえがき

この規格は、産業標準化法第 16 条において準用する同法第 12 条第 1 項の規定に基づき、一般社団法人情報科学技術協会（INFOSTA）及び一般財団法人日本規格協会（JSA）から、産業標準原案を添えて日本産業規格を改正すべきとの申出があり、日本産業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が改正した日本産業規格である。これによって、**JIS X 0304:2011** は改正され、この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本産業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

白 紙

国名コード

Codes for the representation of names of countries

序文

この規格は、2013 年に第 3 版として発行された **ISO 3166-1** 及び維持機関¹⁾から発行されている変更 (2014-03-04, 2014-04-15, 2014-12-18, 2015-02-26, 2015-08-04, 2016-03-31, 2016-07-25, 2016-09-28, 2016-11-15, 2017-03-17, 2018-02-05, 2018-03-26, 2018-07-16, 2018-11-06, 2019-02-14, 2019-03-13 及び 2020-03-02) を基に、技術的内容を変更することなく作成した日本産業規格である。ただし、維持機関発行の変更については、編集し、一体とした。

なお、この規格で点線の下線を施してある参考事項は、対応国際規格にはない事項である。

注¹⁾ **ISO 3166-1** の維持機関が発行する文書は、次の URL から入手可能である。

<https://www.iso.org/iso-3166-country-codes.html>

1 適用範囲

この規格は、現時点での国名の表現をコード形式で要求する全ての業務に利用できることを意図した国際コードについて規定する。さらに、その実現及び保守のための基本的な指針も含む。

注記 この規格の対応国際規格及びその対応の程度を表す記号を、次に示す。

ISO 3166-1:2013, Codes for the representation of names of countries and their subdivisions — Part 1: Country codes 及び維持機関による変更 (IDT)

なお、対応の程度を表す記号 “IDT” は、**ISO/IEC Guide 21-1** に基づき、“一致している” ことを示す。

2 引用規格

次に掲げる引用規格は、この規格に引用されることによって、その一部又は全部がこの規格の要求事項を構成している。この引用規格は、その最新版（追補を含む。）を適用する。

JIS X 0221 国際符号化文字集合 (UCS)

注記 対応国際規格における引用規格：**ISO/IEC 10646**, Information technology — Universal Multiple-Octet Coded Character Set (UCS)

注記 対応国際規格では、**ISO 639-1**, **ISO 639-2** 及び **ISO 639-3** を引用規格としている。しかし、これらの 3 規格は、参考情報の部分でだけ引用しているため、参考文献として扱う。